

# 『竹取物語』古活字十行丙本の本文について

— 紹巴本系本文受容の一樣相 —

曾根誠一  
木寺裕子

## はじめに

古活字本『竹取物語』の伝本は、中田剛直氏<sup>①</sup>の一面行数による分類に従って大別すると(括弧内は、川瀬一馬氏<sup>②</sup>の分類による呼称)、十行甲本(第一種本)・乙本(第三種本)・丙本(新種別版Ⅱ第五種本)と十一行甲本(第二種本)・乙本・丙本(第四種本(口種)・丁本(第四種本(イ種))の七種類に分類されている<sup>③</sup>。

古活字本の嚆矢は、慶長年間に刊行された「竹取翁物語秘本申請興行之者也」という奥書を有する十行甲本である。写本を含めた現存諸伝本に、絶対的優位に位置付け得る本文を有する伝本がないことを確認した上で、片桐洋一氏<sup>④</sup>は「写本に比べ、校訂・改訂の手が入っていることも少な」く、「この本独自の誤りは他のいずれの伝本に比べても少ないとさえ

言い得る」「本文もまた整っている」(二〇頁)と指摘しているが、刊行に際して、明白な誤写は校訂されたであろうことを、押さえておく必要があるう。

十行乙本は、二冊本であることから、川瀬氏が「正保以後の整版本は第三種本(十行乙本Ⅱ曾根注)より出ている」(五〇七頁)とし、中田氏が「十行甲本と対比すると一三七項の異同を有するが、うち六六項は誤植その他による異同で、残り七二項が十一行丙、丁本もしくは正保版本に継承されている」(二二八頁)と指摘しているように、正保三年刊整版本の源流となった伝本である。ただ、正保整版本が直接に依拠したのは、従来有力視されていた十一行丁本ではなく、十一行丙本であることについては、既に論じたことがある<sup>⑤</sup>。

次に、十一行甲本は、中田氏が「細手の小さな活字を使

用し」ており、「寛永頃の刊行と古くからいわれ」るが、必ずしも十行甲本の「再刊ではなくして全く同一系統の別本から出たもので」「誤植その他による差異もあるが顕著な異同はない」(二二六頁)と指摘している。

十一行乙本は、十行甲本と「活字もほぼ同類で」あり、乙本の転写本三本に記された「刊記が一致」していることを根拠に、「十行甲本と同様の刊記が存したことは明確である」(二一六頁)とし、「十行甲本以外の他本文」二八項の内「一六項の異同はすべて第二類系統と一致する」ことから、「十行甲本を再刊するに当り、二類系により多少本文を任意訂正して世に出したものであらう」(二二七頁)と本文の特徴を指摘している。

十一行丙本・丁本の本文的特徴については、十行乙本に関連して既に言及したので、繰り返さない。ただ、正保整版本の元になった十行乙本と十一行丙本・丁本が、本文的特徴を一にするグループを形成していることを再確認しておく。

こうした古活字本に関する従来の本文研究を確認する時、『弘文荘古活字版目録』(昭和四七年一月)に掲載され、天理大学附属天理図書館の所蔵に帰した十行丙本については、掲載写真で確認できる第一丁表の十行目「家へもちてきたりぬ」

の「たり」を手懸かりにして、中田氏の『校異篇』で検する限りでは、第三類本系統第二種本の尊経閣文庫本とのみ一致している。尊経閣本との詳しい比較検討が待たれるのだが、まだなされていないようである。

ついでには、十行丙本本文の十行甲本に対する異文を、『校異篇』所収の他伝本と比較・検討することを手懸かりにして、丙本が依拠した伝本を解明してみたいと思う。その際、『校異篇』刊行以後に公開された伝本をも検討の対象に含めることにする。

尚、天理大学附属天理図書館所蔵古活字十行丙本の書誌は、次の通りである。

一冊。貴重書。整理番号九一三・三一・イ一。二八・

〇×一九・四糶。字高は二二・〇糶。料紙は楮紙。外題は、左上の題簽に「竹取物語 全」と墨書。表紙は、紺色の地に蓮の葉の浮き彫り文様。見返しは本文料紙。一面十行書き。巻首巻尾に遊紙はなく、墨付き四九丁。巻

末の余白に「月明荘」の蔵書印あり。昭和四七年二月二十日付の楕円形受け入れ押印。帙の左上題簽に「竹取物

語尊経閣文庫蔵  
古活字版十行本 一冊」と記されている。本文には、「いきい

□たまへるに」(30丁裏8)「からうし□御心地」(同裏

10、空白に「し」と墨書し、それをミセケチにして右側

みたい。

に「て」と墨筆で傍記「なとか宮□かへを」(35丁表5)「のたまはんことに□かん」(同表10)「かたはらによ□

尚、丁・行数は十行甲本により(以下同じ)、上段は同甲本文、下段は十行丙本文を掲げる。

へくたに」(37丁裏10)の五箇所で欠字が見られる。こ

① (7裏2) かく×姫何かかたからん——かくやひめなに

れは、木活字の摩滅による文字のかすが「なんおもふ

かかたからん

といふ」(5丁表7)「この宮よりたまはらん」(15丁表6)

② (9裏9) たく×らを入給つ、——たくみらを入給ひ

「ともすれは」(38丁裏2)などのように散見されること

つ、

から、摩滅による欠字と判断される。

③ (45表1) ゆみ失していられし——ゆみやしていられし

—

り、校訂するのは当然のことである。

十行丙本が、古活字本の嚆矢である十行甲本に対して有す

次に、十行丙本と十一行甲本が一致して、十行甲本の錯誤

る異文数二四二例は、正保整版本の元になった本文系統を異

を訂正している三例を掲げる。

にする十行乙本と十一行丙本・丁本を除くと、十行甲本と「同

④ (2裏4) よひほとへて——よひつとへて(丙本・甲本)

一系統の別本から出た」十一行甲本の五四例、十行甲本を再

⑤ (30表6) あらたにのせすへて——あらこにのせすへて

刊するに際して「二類系により多少本文を任意訂正」した十

(丙本・甲本)

一行乙本の四二例に比して、四・五倍と五・八倍の数値にな

⑥ (42表7) おほきさを|おはせしを——おほきさ×おはせ

っている。これは、十行丙本が依拠した伝本が、十一行甲本・

しを(丙本・甲本、乙本「に」)

乙本とは異なる系統のものであったためであろう。

また、十行丙本と十一行乙本が一致して、十行甲本の錯誤

先ず、十行丙本が十行甲本の錯誤を訂正している箇所で、

を訂正している一例を掲げる。

十一行甲本・乙本も同様に訂正している三例を、先ず掲げて

⑦ (28裏3) なしの用にかあらん——なに|のよう|にかあら

ん（丙本・乙本）

これらの四例は、十行甲本の本文でも解釈できなくはないものの、前後の文脈を勘案すると、誤植に該当しよう。⑥については、乙本が、接続助詞が「を……を」と続く不自然さを勘案して「おほきさに」と意改したのであろう（『校異篇』収載の二類本に一致する伝本はない）。

こうした事例はあるものの、十行甲本の再刊本である十一行乙本で三例、同系統の別本に拠った十一行甲本で一例の誤植が、そのまま継承されているのである。

以上の七例は、十行丙本の総異文数二四二例の三%弱に過ぎないのであり、その本文の実態の解明が必要なのである。

## 二

次に、十行甲本本文に対する十行丙本の異文で、『校異篇』に採録された校異の範囲内で、他の伝本本文と一致しない十行丙本の独自異文を調査すると、四四例を掲げることができ（古本系統の伝本は、比校の対象外としたが、一致する伝本名は注記した）。

だが、『校異篇』が刊行された一九六五年から半世紀が経過し、その間に、有栖川家に伝来した江戸初期写にかかる高

松宮家本や、「元龜元年庚午正月／臨江齋書」という奥書を持つ伝紹巴筆本等、注目すべき伝本も紹介された。

その内の高松宮本と紹巴本を検討した内田順子氏は、「尊経閣本・戸川本・高松宮本・紹巴本が一つのグループを成して」（四九頁）おり、「尊経閣本と紹巴本が直接の關係にあるとは考えられない」が、「尊経閣本と紹巴本の近さは顕著」であり、「二本の系統がやや特化していった」結果であるとして、「高松宮本と戸川本の本文の方が古い形を残している」（五一頁）と指摘している。

については、『校異篇』との比較によつて判明する十行丙本の独自異文を、尊経閣文庫本と紹巴本の本文と改めて比較し直してみると、十行丙本の独自異文は、次の通りの三六例となる（上段は十行甲本本文、下段は丙本本文を掲げる）。

- ①（2表10） いむへ<sub>レ</sub>のあきた——いむ人のあまた
- ②（8表10） かくや姫あやしかりて見れば——（脱文）
- ③（11裏5） かくや姫のいふやう——かくやめひのいふやう

\* 古本系統の新井本・似閑本・太氏本と一致

- ④（15表2） 庭に出きたり××——庭に出きたりたり
- ⑤（16表7） ××うなつきをり——うちうなつきり

⑥ (18表3) もてまうてきなまし——もてまう×きなまし

⑦ (18表5) もて渡りなは×——もてわたりなはて

⑧ (18裏2) まうてき××たる——まうてきたりたる

⑨ (19表5) なに×おほす——なにの|おちす

⑩ (19裏1) 光しさ、やきたり——光しさ、きけり

⑪ (20裏7) まこと、うたかひなく——まことの|うたかひなく

⑫ (21裏4) かくや姫に|すみ給ふとな——かくやひめ×す  
みたもふな

⑬ (21裏6) かは、火にく|へて——かは、ひに|へくて

⑭ (25表5) さいはひに|神の——さいはひ×神の

⑮ (27表8) 玉の取かたかりし——たま×とりかたかりし

⑯ (27裏9) をのこ共もなありきそ——おのこ×もなありきそ

⑰ (29表10) あななひに|あけすへ——あなくい|にあけすへ

⑱ (30裏1) 人皆かへりまうてき××ぬ——人々なかへり  
まうてきたりぬ

⑲ (31裏2) 物もなしと申に——物×なしと申に

⑳ (32表4) あさましかりてよりて——浅ましかりて××

× \*古本系統の新井本・似閑本・太氏本・

友時本と一致

⑳ (32裏5) まりをけるふるくそ——まり×けるふるくそ

㉑ (33裏4) かひはかくありける——まつかひは有ける

㉒ (36表2) 翁の××おほしたてたらん——おきなの手に  
をふしたてまつらん

㉓ (36裏3) 見奉らては|何にか——見たてまつらて×なに  
にか

㉔ (36裏10) おきなこたへていはく——おきなこたへ×い  
はく

㉕ (37表7) みやつこまろか手|にうませ——みやつ×まろ  
か××うませ

㉖ (39裏4) た、ひとりすみし給ふ×——た、独住し給ふ  
に

㉗ (39裏8) さすかに|にくからす——さすかにてか、す

㉘ (39裏10) 御心を|たかひになくさめ——御心××××に  
なくさめ

㉙ (41表1) 思事もなし——思ふ×|ともなし

㉚ (43裏3) 此×十五日になん月の——この月|十五日にな  
ん月の

㉛ (44表5) 家|にまかりてついちの——××まかりてつゐ

ちの

- ③③ (45表7) さか、みをとりにて——さから、みをとりにて  
 ③④ (45裏10) いとまを申つれと——いとまを申つれ×  
 ③⑤ (46表2) かなしくたへかたく——かなしきたへかたく

\* 古本系統全七伝本と一致

- ③⑥ (51裏7) みねにてすへきやうをしへさせ給ふ御文ふし

のくすりのつほならへて火をつけてもやすへ

きよしおほせ給ふ——(脱文)

右の事例は、十行丙本の組み版時の錯誤に基づく誤植によつて生じた脱字と、文字の増補や順序の逆転であり、取るべき本文は皆無であるといえよう。

二箇所の脱文についていえば、②は組み版時に、直前の「見せければ」と脱文最後の「見れば」を錯覚した、目移りによる事例であり、同じく脱文となつている古本系統の新井本・似閑本・太氏本の何れかとの交渉を想定する必要があるまい(②③⑤の場合も、同様であろう)。また③⑥の長文も、直前の「おほせ給ふ」と脱文最後の「おほせ給ふ」を錯覚した目移りによる事例である。

こうした中で、②の麻呂足の返歌の初句「まつかひは」は、かぐや姫からの見舞いの贈歌「年を経て浪立ち寄らぬ住の江

のまつかひなしと聞くはまことか」の第四句「まつかひなし」とを取り込んだものであり、相手の和歌の語句を踏まえて切り返す贈答歌の方法に従つた結果として生じたものである点で、性格を異にしており注意されよう。

さて、注目すべきは、『校異篇』との照合では、十行丙本の独自異文と認定されながら、新出伝本である紹巴本の本文と一致する事例が、八例確認されることである(上段は十行甲本本文、下段は丙本本文を掲げる)。

- ① (2表6) 時もこの子をみればくるしき——(脱文)  
 ② (3裏10) わひうたなと——××歌など  
 ③ (13表10) 二三日はかり見ありくに——二三日はかり×ありくに

- ④ (20裏3) えしひねは理也——えしかねはことはりなり  
 ⑤ (30表5) 人皆しりそきて——人々なしりそきて  
 ⑥ (30裏1) 人皆かへりまうてき××ぬ——人々なかへりまうてきたりぬ

- ⑦ (34表1) おほくの人の身をいたつら——おほくの××身をいたつら

- ⑧ (34裏8) ナシ——(衍字) あれといと心はつかしけにをろそか××(紹巴本Ⅱなる)やうに

右の事例は、十行丙本の脱字と誤読による誤植・誤写を基本としてゐること、独自異文の場合と同様である。①の脱文も、直前の「あしくくるしき」と脱文最後の「みれはくるしき」を錯覚した、目移りによる事例であり、これだけでは偶然の一致という可能性を排除できないであろうが、⑧の衍字「あれといと心はつかしけにをろそか××（紹巴本Ⅱなる）やうに」が一致することは通常あり得ないことを勘案すると、十行丙本は、紹巴本系の伝本に依拠して本文を形成している可能性が浮上してくるのである。

### 三

次に、十行甲本本文に対する十行丙本の異文で、『校異篇』に採録された校異の範囲内で、尊経閣本とのみ一致する事例を調査すると、二八例を掲げることができる。これを紹巴本と比較すると、次の二六例は紹巴本とも一致する三伝本だけの共通異文であることが判明するのである（上段は十行甲本文、下段は丙本本文を掲げる）。

- ① (6裏2) よく思ひ定て——××おもひさためて
- ② (8裏8) この歌のかへしをす——この歌の返事をす
- ③ (10表6) くるしかりたるさま——くるしかりけるさま

- ④ (15裏7) おはしますへき××——おはしますへきなり
- ⑤ (17表8) 御しにもやし給ひけん——御しかりもやし給ひけん
- ⑥ (19表3) もし×かね給はぬ物——××こかね給はぬ物
- ⑦ (19表5) なに×おほす——なにのおちす
- ⑧ (22表3) 仰のこと承て——仰の心をうけ給はりて
- ⑨ (23表3) 取えては家にかへりくな——とりえては××かへりくな
- ⑩ (28裏8) 子うむときなむいかてか——子うむ時なんいそか
- ⑪ (29表4) つはくらめ×子うまさらむ——つはくらめか子うまさらん
- ⑫ (30表3) 廿人の人のほりて——廿人の××のほりて
- ⑬ (30裏5) つはくらめ×子うまむ——つはくらめか子うまむ
- ⑭ (32裏1) こしなんうこかれぬ——こしなむうこか×ぬ
- ⑮ (32裏9) 御心ちもたかひて——×心地もたかひて
- ⑯ (36表6) 御門のおほせ給へる——御門×おほせたまへる
- ⑰ (36裏1) しぬはかり也——しぬはかりや

⑱ (37表7) みやつこまろか手にうませ——みやつ×まろ

か××うませ

⑲ (37表10) 宮つこまろか家は山もと——みやつこ丸御家

は山もと

⑳ (38裏3) もとの×かたち成ぬ——もとの御かたちに

成ぬ

㉑ (41表8) 物おほす事ある×へし——ものおほす事有ぬ

へし

㉒ (42裏1) いとたへかたけ×也——いとたへかたけな、

り

㉓ (45裏5) 程なくまかりぬへき——程なくまかり×へき

㉔ (48裏2) 心にもあらてかくまかる——いにもあらてか

くまかる

㉕ (49裏9) あはてぬさま也——あはてぬさまや

㉖ (51裏5) いはかさと云人をめして——いはかさといふ

×をめして

そして、尊経閣本とだけ一致するのは、次の二例に過ぎないのである。

① (1裏1) 家へもちてき××ぬ——家へもちてきたりぬ

② (10裏6) えたもちて来××る——えたもちてきたり

たる

この二例は、いずれも助動詞「たり」が付加された事例であり、そこに本文の傾向を看取することもできそうだが、とまかく一致する事例が存することを確認しておく。

以上の事例からは、尊経閣本と紹巴本の本文が近似していることが判明するのだが、十行丙本は、尊経閣本と紹巴本の何れの系統の伝本に依拠して本文を形成したのであるうか。この問題が新たな課題として確認されるのである。

#### 四

十行甲本本文に対する十行丙本の異文二四二例の内、前節までで七九例について、分類整理して検討を加えた。ついで、残る一六三例について、十行丙本・尊経閣本・紹巴本の三伝本間での異同を確認すると、他の伝本とも一致する三伝本共通異文一一七例、丙本・尊経閣本共通異文四例、丙本・紹巴本共通異文一一例、三伝本不一致三一例となる。

十行丙本が依拠した伝本系統を確定するためには、尊経閣本及び紹巴本との共通異文を検討する必要がある。そこで先ず、丙本との共通異文数の多い紹巴本との一致例を掲げてみたい(丁・行数と引用本文は丙本により(以下同じ)、下の



括弧内は尊経閣本の該当箇所本文を記す。

- ① (3表5) その名ともはいしつくりの御子(に)
  - ② (7裏7) 大和×国遠地のこほり(の)
  - ③ (13裏8) ぬきかへなてなんこちまうてきつる(う)
  - ④ (15裏3) いとやすしとうちうなつ×けり(き)
  - ⑤ (18表10) なにのおちす××こかねすこし(×いま)
  - ⑥ (19裏8) えしかねはことほりなり(は)
  - ⑦ (24表3) かみはをちかゝるやうにひらめくかゝるに(き)
  - ⑧ (33裏4) みたてまつらてはいかて×かへりまいらむ(か)
  - ⑨ (41表10) ××××竹とり出あひてなく事かきりなし(御つかひに)
  - ⑩ (42裏9) まついころしてほかにさら×んと(さ)
  - ⑪ (48裏2) あのかきをきしふみをよみ×きかせけれと(て)
- 右の事例は、②④⑦⑧⑪の五例については、いずれでも文意は通り、①③⑤の三例は、丙本・紹巴本の共通異文が適切であろう。⑨⑩は、尊経閣本が適切で、⑥はいずれも採れない。

次に、丙本と尊経閣本との一致例を掲げてみたい(下の括弧内は紹巴本の該当箇所本文を記す)。

- ① (2裏10) 物をたにはんとていひかゝれとも(く)
- ② (6表9) 人の御うらみもあるましといふ(×)
- ③ (18裏6) こかねの光しさ、×きけり(さ)
- ④ (17裏4) をのふさもりまうてきて(×)

右の事例中、①はいずれでも文意は通るが、残る三例は、丙本・尊経閣本の共通異文の方が適切であろう。換言すれば、紹巴本の単純な錯誤による異文なのである。

ここでは、本文の適否に拘わらず、丙本本文と一致していることが重要なのであり、その数は、第二節で論じた紹巴本の八例、第三節で論じた尊経閣本の二例を加えると、紹巴本一九例、尊経閣本六例となる。これを有意差と認定できるのか否かについては、判断が分かれるかも知れないが、尊経閣本の六例は少なく、これに依拠したとはいえない。やはり、十行丙本が本文形成の際に依拠した伝本は、『校異編』の検索で判明する尊経閣本ではなく、紹巴本であると判断するのが適切であるように思われる。





「古活字本『竹取物語』現存伝本・一覽」を参照されたい。

尚、思文閣『善本特集』（平成二三年七月）掲載の古活字本は、その後、国文学研究資料館所蔵となり、十一行丁本の異版であることが、全格や二格の字母及び字形の相違から判明した。

(4) 片桐洋一氏『竹取翁物語』について（版本文庫8）

国書刊行会 昭和四九年一月）

(5) 川瀬氏（2）前掲書

(6) 拙稿（3）前掲論文

(7) 異文を認定する基準として、「は」と「わ」、「ほ」と「お」「を」、「ち」と「し」等の発音が同音になる場合の仮名遣いの相違と、活用語尾を記さない漢字表記の用言の読み方の相違は、取らなかった。

(8) 内田順子氏『竹取物語』の諸本を見直す―尊経閣本を中心に―（『国語国文』二〇一四年六月）

付記 本稿は、木寺裕子が二〇一五年度卒業論文で、曾根

の指導の下、古活字十行丙本の異文を中田剛直氏『竹

取物語の研究 校異篇解説篇』を用いて調査し、独自

異文の殆どが尊経閣文庫本と一致することを解明した。

その結果を踏まえて、曾根が国文学研究資料館所蔵の尊経閣文庫本紙焼写真を閲覧して全文を調査し、更に新出の紹巴本文とも比較することで、十行丙本が依拠した伝本は、木寺の指摘する尊経閣文庫本ではなく、紹巴本系統の伝本であることを論じたものである。

木寺の結論とは相違する結果となったが、その卒業論文が本論執筆の契機となったことから、木寺との共著とした。事情を記しておく。

末筆ながら、御所蔵の古活字十行丙本の閲覧と複写を御許可いただいた天理大学附属天理図書館と、国文学研究資料館所蔵の紙焼き写真を閲覧させていただいた尊経閣文庫に対して、深謝し上げる。

（そね・せいいち／本学日本文学教授）  
（きでら・ゆうこ／本学二〇一五年度卒業生）